

災害救助法による生活必需品の支給について

銚子市役所 総務課 危機管理室

0 4 7 9 - 2 4 - 8 1 9 3

令和 8 年台風 2 5 号にて被災され、生活必需品を喪失又は損傷等により使用できなくなった方に、必要な寝具その他生活必需品の支給を行います。

1 対象となる方

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な方。

2 対象品目

別紙申請書記載の被害状況別に定めた品目から支給します。

3 手続き

(1) 申請窓口

銚子市役所総務課危機管理室

(2) 受付時間

午前 9 時～午後 5 時

(3) 必要なもの

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与に係る支給申請書

イ 罹災証明書（写し可）

ウ 住民票の写し（罹災証明書に被災住家の世帯構成員の記載がない場合）

エ 生活必需品等の喪失・損傷状況のわかる写真等

4 支給方法

申請のあった内容をもとに生活必需品を調達後、申請者の居所に送付します。
また、銚子市役所総務課危機管理での受け取りも可能です。